

社会福祉法人はしま（羽島市）



業 種：特別養護老人ホーム

労働者数：175人

●行動計画期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日

●育児休業取得実績：女性2名が育児休業取得

●取組のきっかけや成果



人事労務担当者

当法人は、もともと女性職員が多い職場です。女性の育児休業取得者は100%ですが、復帰しても家庭と仕事の両立に苦しむ職員を多くみえました。また、相談窓口や体制を整えることにより、法人全体の離職率も今までの半分以下になり職場の雰囲気もよくなりました。良い人材に長く働いてもらえるよう職場環境の充実にこれからも取り組んでいきたいと思っています。

●働きやすい環境づくりのための取組

- 妊娠中・出産後の女性職員の母性健康管理について、制度等が利用できることをすべての職員に対して周知した上で、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組んでいます。
- 妊娠の報告があった女性職員には、個別にスケジュール表を作成して定期的な面談を行っています。面談時には妊娠中・出産後の健康管理等に係る資料を渡して説明し、勤務内容の見直しをしています。
- 現場の主任が相談窓口となって随時健康面の配慮を行うほか、事務次長が窓口となって事務的な手続き等気軽に相談できる体制を作りました。
- 所定外労働時間を削減するため、主任・職員会議で月1回は業務の効率について話し合い、「8のつく日はノー残業デー」としています。
- また、毎月各部署に年休取得状況を連絡して、各主任から取得が進んでいない職員に取得を促すことによって、ワークライフバランスを推進しました。

●育児のための各種制度の整備や復職支援

- 子の養育を容易にするための措置（育児短時間勤務制度および時差出勤制度）を小学校就学の始期に達するまで利用できます。
- 育児目的休暇（子が1人の場合は1年間に3日、2人以上の場合は6日）あり。

●従業員の声



当法人で2度育児休業を取得しました。子供が生まれてからの貴重な時間を一緒に過ごすことができ、成長を近くで見親としての自覚が芽生えました。給付金も申請していただけたので経済的にも安心できました。仕事に復帰する時は不安もありましたが短時間勤務・看護休暇・育児目的休暇等を利用しながら仕事と子育てを両立しています。

（育児休業を取得した女性従業員より）

第1子の3歳児健診の際に看護休暇を取得しました。保健師や医師が行う検査の様子を自分の目で見守ることで、少しずつですが、確実に成長していく子の様子を確認することができました。初めての子育てですが、専門職から大丈夫ですと言われ、安心しました。また、保育園の運動会行事に出席するときに育児目的休暇を取得しました。コロナ禍で保護者は1名のみ制限がありましたが、子が「パパがいい」と言ったため参加しました。かけっこや跳び箱・前転、踊りに出演し、楽しそうに、元気に体を動かしている様子を見て、出席してよかったと思いました。

（子の看護休暇を取得した男性従業員より）

